

商品概要説明書

平成29年1月4日 現在

1. 商品名(愛称)	<p>☆ 教育カードローン (アシスト) (一社)しんきん保証基金保証付</p> <p>・本ローンは「当座貸越」と「証書貸付」の組み合わせにより、在学中は当座貸越により極度額の範囲内で必要資金を反復・継続的にご利用いただき、卒業後に証書貸付に切替えてご返済いただきます。</p>
2. ご利用いただける方 および借入資格	<p>☆以下の①～④の全ての要件を満たす方</p> <p>①当金庫の営業地区内に居住または勤務(自営)されている個人の方</p> <p>②融資申込時満20歳以上で、安定継続した収入のある方</p> <p>③保証会社の保証を受けることのできる方</p> <p>④ご子弟が学校等に就学中または就学予定の方</p> <p>なお、学校等とは国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるものとします。</p> <p>【学校等の例】</p> <p>大学院(法科大学院含む)、大学、短期大学、専修学校、各種学校(予備校・専門学校含む)、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等</p>
3. お使いみち	<p>☆お申込みの方の子弟、孫、被扶養親族の就学に係る学校等への納付金および就学に係る付帯費用</p> <p>【対象となるお支払いの例】</p> <p>①学校等への納付金(寄付金、学校債、滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む)</p> <p>②就学に係る付帯費用(受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等)など</p> <p>③①または②を用途として他金融機関、日本政策金融公庫および信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換資金および借換えに伴う繰上返済にかかる手数料</p>
4. ご融資金額	<p>☆当座貸越期間</p> <p>50万円以上500万円以内(10万円単位)</p> <p>☆証書貸付期間</p> <p>当座貸越期間満了時の貸越残高および直近の約定日以降の利息</p>
5. ご融資期間	<p>☆当座貸越期間</p> <p>5年以内(1年ごとの自動更新)</p> <p>※契約時に、卒業予定月の3か月後の月末までを限度として証書貸付(専用ローン:教育カード証貸)への切替を設定します。</p> <p>なお、出金可能期間は、当貸期間中かつお借入ご利用期限(卒業予定月の末日)を限度とします。</p> <p>※医学部、薬学部等6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3か月後の月末までとなります。</p> <p>※就学者が借入利用期限前に退学その他就学することがなくなった場合は、貸越を停止しその日より3か月を経過する日を貸越契約期限日(証書貸付切替期限)とします。</p> <p>※ご子弟等が進学する際、引き続き教育カードローン(当貸)の利用を希望される場合は、当座貸越期間を延長することが可能です。</p> <p>☆証書貸付期間</p> <p>3か月以上10年以内</p>
6. ご融資利率	<p>☆当金庫所定の利率を適用させていただきます。(変動金利:当庫短プラ連動)</p> <p>借入後の利率は基準利率(当庫短プラに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。</p> <p>・当座貸越期間中の新利率は当庫短プラの変更日の翌日以降最初に到来する約定利入日の翌日から適用されます。</p> <p>・証書貸付期間中の新利率は当庫短プラの変更日の翌日以降最初に到来する約定返済日の翌日から適用されます。</p>
7 金利優遇について	<p>☆お申込み時点において下記に該当される方は、標準金利から最大年0.30%金利を引下げます。</p> <p>(1)子育て応援優遇金利(年0.20%金利引下げ)</p> <p>2名以上子育て中の方または一人親世帯の方</p> <p>(2)取引による優遇金利(次のいずれか1つ以上お取引いただいている場合、年0.10%金利引下げ)</p> <p>①当金庫会員 ②給与振込のご指定 ③公共料金の口座振替</p>

8. 当座貸越の利息計算方法	☆毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割り計算
9. ご返済方法	<p>☆当座貸越期間</p> <p>元金返済は据置とし、ご利用残高に応じた利息をご指定口座より毎月10日(休日の場合は翌営業日)に引落しさせていただきます。</p> <p>※ローンカードにてATMから任意のご返済も可能です。</p> <p>☆証書貸付期間</p> <p>元利均等毎月返済または元金均等毎月返済</p> <p>ボーナス等による半年ごとの増額返済(融資額の50%以内)もご利用いただけます。</p>
10. 担保・保証人	☆(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は必要ありません。
11. 当座貸越から証書貸付への切替	<p>☆ご子弟等の貸越期限日(証書貸付切替期限)までに切替手続きを行っていただきます。</p> <p>※貸越期限日が休日の場合は翌営業日までとなります。</p>
12. 手数料・保証料等	<p>☆手数料は不要です。ただし、印紙代が必要となります。</p> <p>☆保証料は利息に含まれており、別途お支払いいただく必要はありません。</p>
13. 金利情報について	☆窓口へお問合せください。
14. 申込時にご用意いただくもの	<p>☆次の書類をご提出いただきます。</p> <p>①所定の申込書類一式</p> <p>②上記申込書に添付していただく主な書類</p> <p>ア. 本人確認書類(写):原則、有効期間内の運転免許証(表裏)</p> <p>ただし、運転免許証を徴求できない場合は、個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、運転経歴証明書(表裏)のいずれか</p> <p>※申込人が日本国籍以外の方は、有効期間内の在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書・住民票(在留資格の記載があるもの)により永住者または特別永住者であることを確認させていただきます。</p> <p>イ. 所得を証明する書類:公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書の写し等</p> <p>ウ. 資金使途確認書類: 合格通知書・在学証明書・学生証等</p>
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0597-23-2341)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
16. その他参考事項	<p>☆お申込に際しては、事前に審査させていただきますので、結果によってはご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。</p> <p>☆カードローン口座の通帳は発行いたしません。</p> <p>☆分割返済(証貸)のご返済額の試算については、当金庫本支店にお申し出ください。</p> <p>☆ローンの詳しい内容や現在のご融資利率については当金庫本支店にお問合わせください。</p>